

令和5年9月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 令和5年9月6日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 神谷直子議員 (1) 防災月間にあたり防災について
2. 倉田利奈議員 (1) 文書の取扱いについて
(2) 教育行政について
(3) ごみ焼却施設について

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	9番	長谷川広昌
10番	北川広人	11番	鈴木勝彦
12番	柴口征寛	13番	倉田利奈
14番	黒川美克		

欠席議員

8番 岡田公作

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	木村忠好
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
秘書人事グループリーダー	野口恒夫
ICT推進グループリーダー	平川亮二

総務部長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	久世直子
行政グループ主幹	本多征樹
財務グループリーダー	清水健
市民部長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	芝田啓二
経済環境グループリーダー	島口靖
税務グループリーダー	西口尚志
福祉部長	磯村和志
地域福祉グループリーダー	東條光穂
介護障がいグループリーダー	都築真哉
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	中川幸紀
こども未来部長	磯村順司
こども育成グループリーダー	板倉宏幸
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦睦彦
土木グループリーダー	清水洋己
都市計画グループリーダー	村松靖宣
防災防犯グループリーダー	山下浩二
上下水道グループリーダー	亀井勝彦
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	小嶋俊明

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	竹内正夫
副主幹	神谷直子
主査	森本将史

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしく願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は13名であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、3番、神谷直子議員。

一つ、防災月間にあたり防災について、以上1問についての質問を許します。

3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

3番、フォー・ユー、あなたのために、子供、女性、高齢者、障がい者のために、地域のために働きます、神谷直子です。

今年1923年、大正12年に発生した関東大震災からちょうど100年の節目に当たります。関東大震災は、近代日本の首都圏の未曾有の被害をもたらした我が国の災害史において特筆すべき災害です。大正12年、1923年9月1日11時58分に相模湾北西部を震源とするマグニチュード7.9と推定される関東大地震が発生いたしました。この地震により、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県で震度6を観測したほか、北海道道南から中国・四国地方にかけての広い範囲で震度5から震度1を観測し、10万棟を超える家屋を倒壊させました。

また、発生が昼食の時間と重なったことから多くの火災が発生し、大規模な延焼火災に拡大いたしました。

この地震によって全半壊、焼失、流失、埋没の被害を受けた住家は合計37万棟に上り、死者、行方不明者は約10万5,000人に及ぶなど、本当に甚大な被害でございます。

この発生日である9月1日が防災の日と定められ、今月は防災月間となっております。

防災の日と制定の決め手になったのは、1959年9月26日に発生した伊勢湾台風です。伊勢湾台風は、伊勢湾周辺地域を中心に全国的な被害をもたらした台風で、5,000人を超える死者、行方不明者を出しました。明治以降の日本で起こった台風災害の中では最も被害が大きく、台風災害史上最悪の惨事だと言われています。当時、伊勢湾台風は上陸前から存在が確認されており、正確な進路予想まで立てられていました。しかし、被害想定の見積りが不十分だったこと、行政の防災体制が整っていなかったこと、また住民の防災意識が低かったことが被害拡大の一因となり

ました。十分な防災対策があれば助かった命も多かったことから、防災意識の重要性に目が向けられ、災害発生から1年後の1960年、防災の日が制定されました。

もともと9月は日本列島を覆う太平洋高気圧の勢力が弱まり、1年の中で最も台風が多い時期です。この天候サイクルは大昔から変わらず、昔の人々は立春より210日前後の9月1日頃を二百十日と名づけ、台風や強風が起りやすい日として恐れていました。二百十日は、悪天候を具体的に予想するために使われていたわけではなく、あくまで厄日として注意喚起の目的で使用されることが多い言葉だったと言われています。

この二百十日の9月1日を防災の日とすることで、災害の備えを怠らないようにという願いも込められています。このように、9月は災害が多いことから、災害に備えつつ知識を深めるためと設定されました。

台風や大雨といった自然災害による被害は毎年あります。身近なところでも、万が一の事態が起こる可能性は少なくありません。だからこそ、災害に対する備えをしたり、非常用アイテムを使いこなせるようにしておいたりすることがとても大切です。備蓄用アイテムを上手に回すためのローリングストックの目的も兼ねて、9月は非常用の食品や道具を使って生活してみるのもお勧めです。

また、私たちの住む高浜市は、いつ南海トラフが起こっても不思議ではないと言われています。それだけでなく、昨今は大規模災害のリスクに直面しています。突然の豪雨による被害も大きくなってきています。そんな大規模災害のリスクに直面する現代の私たちは、自然災害から自分の身をどう守っていくかは大変大きな課題となっています。

昨日もありましたけれども、昨年は7月に2回、豪雨が発生しており、床上浸水や床下浸水がありました。今年も高浜市では6月2日、8月15日と避難所を開設されています。

そこで、高浜市の避難所の開設、運営の手順、タイムスケジュールはどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

高浜市では、災害発生時に円滑な避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルを制定してございます。本マニュアルは、避難所を運営するための標準的な事項とタイムスケジュールが記載されてございます。タイムスケジュールといたしましては、発生後、避難所開設までの初動期、2日目から1週間程度の避難所運営である展開期、1週間目から3週間程度の避難所運営である安定期、ライフライン回復時の撤収期の4段階となっております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） おとし、静岡県の熱海市で起こった土砂災害は、熱海市伊豆山の警戒区

域が2年2か月かけて解除され、被害に遭われた地域の方々は、9月1日、御自宅に戻れることができたというニュースでやっていました。それでも、いまだ100世帯が避難されており、警戒区域内の建物46棟のうち、ライフラインが復旧しているのは32棟しかなく、多くの方が戻ることができないそうです。

避難所生活が長くなればなるほど大変だと思いますが、避難所での初動期から撤収期までの行動はどのようになっているのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

まず、初動期には、安否確認、避難所となる施設の建物や設備の安全確認、避難してきた人々の受付を想定してございます。展開期には、避難所の代表者の選出、避難所運営委員会の設置により、避難所運営の仕組みや規則を整え、日常性を確立することを想定してございます。安定期には、自宅や知人宅などへの移動により避難所を利用する人が減少するため、避難所の運営体制の再構築及び避難所を撤収する準備をすることを想定してございます。撤収期には、避難所の縮小、統廃合の時期、閉鎖後の対応などについて、高浜市災害対策本部と協議しながら対応を決めていくことを想定してございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 初動期は、災害発生当日のことを言うと思います。展開期、これは2日目から1週間程度ということではよかったでしょうか。また、安定期は、1週間目から3週間程度、そして撤収期がライフライン回復時ということではよかったでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 先週の日曜日、9月3日、市内全域でやるのは、コロナ禍もあり、まさに4年ぶりとなる避難訓練が市内全域で開催されました。私の住んでいる町内会でも、もちろんされました。町内の理事さんは、朝の訓練の中、7時半から町内会館で町内の班長さんがタオルかけの数の報告に来るために待機されて見えました。その町内会の役員さんたちは、避難所を運営しなければいけないというのは理解されてみえるようですが、避難所の開設に当たり、まち協さんと町内会さんとの役割は区別がつかない方も見えるようです。これは高浜市ではどのように想定しているのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 災害発生により、誰もが被災する可能性がございます。明確な役割分担は設けてございませんが、初動期と展開期には町内会とまちづくり協議会の皆様には中心

的な役割をお願いしているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 避難所の開設に当たり、初動期の活動、その災害発生当日のことですけれども、活動はどのように想定されてみえるのでしょうか。また、避難所に町内会の皆様にお手伝いしていただくということは、町内会に加入されていない方もお見えですので、そのあたりもどうされるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

初動期には、まず安否確認が必要でございます。具体的には、避難所まで移動するまでの間、隣近所でお声がけをいただき、安否確認しながら避難所まで移動していただくことを想定してございます。初動期においては、町内会の皆様には、この段階において中心的な役割を担っていただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 申し訳ないんですけれども、町内会に加入されていない方も見えますけれども、そちらはどのようにされるのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

町内会未加入者の方につきましては、先日の総合防災訓練でもお願いしてございましたが、タオルかけで自らの安否確認を表示していただくということがございます。そのほか、実際の避難所運営をした段階において、その運営する段階においては、町内会、まちづくり協議会、民生委員さんとが協力した避難所運営を想定してございますので、そのときには加入、未加入というそういう壁はなくなると考えてございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 町内会未加入者の方も増えているということですので、ぜひこういってことがないように、町内会にも加入していただきたいのですけれども、町内会未加入者の方のことも考えてみえるということで、大変、今の回答に安心させていただきました。

次に、避難所の開設に当たり、展開期、これは2日目から1週間程度となっておりますけれども、この活動はどのように想定されてみえるのでしょうか。教えてください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

展開期には、避難所利用者が主体となって運営できるよう、避難所運営委員会を組織する必要

がございます。過去の災害時の教訓から、避難所の運営は避難者自らが行うほうがスムーズで、立ち直りも早い傾向があるため、本市でも、避難所の運営は避難所を利用する人の自主運営をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） なるほど。どこでもそうですけれども、自分たちのことなので自ら運営していくというのは自治としても基本であり、とても大切なことだと私も思います。

先日の防災訓練でも、新しく高浜小学校に建て替えられてから、多分ですけれども、初めてマンホールトイレをマンホールの上で組み立てられていました。私たちは訓練に参加させていただきただけですので、そのマンホールトイレもその訓練の始まる1時間前から組み立てられており、そのマンホールトイレの前に集合して、ああ、こうなっているのねと見させていただきただけでしたけれども、本当にまち協の役員さんたち、一生懸命訓練をされていて、大変感心いたしました。

このマンホールトイレ、でも、ここまでは上水道も近くまで来ていないし、非常用電源も近くにないとのことで、まち協さんの役員さんの方は、もうこういったことも足りないと思っていることを市に備えていただきたいと要望していかないといけないねと、自らおっしゃってみえました。

また、そこ、駐車場になる前は体育館が建っていたので、あまり駐車場のことも気にならなかったんですけれども、今は真っさらの更地になってしまったので、駐車場、もしここに避難されて車を止められたら困るから、ここだけは確保しないとイケないねという話もありましたし、本当に交通整理をしていかないとイケないとか、おのおのがいろんなことを感じ取って、それまた避難訓練に参加された方々にアンケートを取りたいと言って、まち協さんたちが、その紙のアンケートもあったんですけれども、スマホをかざすとQRコードがありまして、スマホをかざすとアンケートが答えられるというような工夫をされていました。本当にできる方々が率先して避難所運営をしていくことの大切さを、この避難訓練で私は学んだような気がいたしました。

その避難所運営委員会、今、お話にありました避難所運営委員会とは、どのような構成で組織されていくのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 構成といたしましては、町内会、まちづくり協議会、民生委員などの地域の役員、女性、高齢者、子供、障がいのある人、外国籍の方や市外の方など避難所利用者の代表、施設管理者、災害対策本部の施設班など行政担当者などを想定しております。

避難所運営委員会は多様な構成のため、まちづくり協議会の皆様には、この時期、リーダーシップを発揮していただきたいと考えております。

まちづくり協議会と町内会はいずれも避難所運営の中核的な役割を担っていただく団体と考え

ております。

しかし、誰もが被災する可能性がある以上、両団体がより連携を深め、協力しながら避難所運営ができるよう、市としても働きかけていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） ありがとうございます。

そうですね。避難所運営はとても難しく、ジェンダー、日本語で言うと男女差、老若男女、外国籍の方、障がいをお持ちの方、ペットの問題など多種多様にわたっています。そういった多様性に配慮して運営していかなければならないので、本当に難しいと思います。

この避難訓練では、高中では、障がいをお持ちの方や外国籍の方、インクルーシブな訓練が繰り広げられていました。先回、私、令和4年6月の一般質問で私が聞きました、この耳の聞こえない方は聞こえませんというバンダナをつけて、手話のお手伝いできる方は、手話ができますというバンダナをつけて手話通訳をしながら訓練に参加されてみえましたし、また、訓練で私は見かけませんでしたけれども、このとき質問させていただいたヘルプカードというものがありませんでしたけれども、このとき質問させていただいたヘルプカードというものがありました。ヘルプカードなど、障がいをお持ちの方、日本語の理解が難しい方などが利用できる用意があるとのことで、私、訓練で初めて見させていただきましたけれども、こうやっていろんな多様性のある方々に対応していただいているということを実感させていただきました。

また、避難所運営では、声の大きい方に耳を傾けるのだけでなく、きめ細やかな配慮が必要だと考えています。

また、さらに新型コロナウイルスがはやったことにより、様々な感染症対策が必要となってきています。それで、自宅待機される方もお見えになります。その安否確認、この訓練でもありましたタオルかけですけれども、高浜市では、この避難訓練、タオルかけをやっていきますけれども、このタオルかけはどのような程度の被害に遭ったらやるのでしょうか。また、周知方法はどのようにしてみえるのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

タオルかけは、大地震が発生したとき、在宅者の無事、救助や支援が不要ならば、玄関先や郵便ポストなど外から見やすい位置にタオルをかけて周囲に知らせ、その家庭の安否が一目で分かり、地域の安否確認の時間短縮に大変役立ち、所在が分からない方の搜索や救助を速やかに行うことができるという利点がございます。

本市では、毎年度の総合防災訓練に合わせて、このタオルかけ訓練を行い、高浜市の震度が震度5強以上の場合はタオルかけによる安否確認に御協力いただくよう、広報等を通じ周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） ありがとうございます。

私の住む稗田町では、このタオルかけのために町内会の方がチラシを作成してくださって、A3のものだったんですけども、こういった訓練を、タオルかけをやるので皆さん参加してくださいねというのと、ハザードマップもついておりましたし、町内会の方に御参加を促すようなのを町内会の役員の方が作られたと聞いて、本当にそういったのを、もう本当に町内会の方が自らされていることに、本当に高浜市の自助・共助の力が本当にすごいなと感心させていただきました。

この震度5強以上になって身の危険を感じたらタオルかけと、安否確認となるということも、今の回答でよく分かりました。

さて、ここからは水害時の対応についてお聞きしたいと思います。

9月になり、秋の気配がしてきました。今年も稗田川の彼岸花が咲いてきています。私も、稗田川の彼岸花を引き立てようと船を浮かべて、女船頭の装いをして写真のモデルになったりして、高浜市を盛り上げて頑張っております。今週末の土曜日、日曜日にも船を出す予定になっておりますので、ぜひ皆さん、一緒に写真を撮りましょう。

その稗田川の彼岸花、最近結構遠くから観光客の方々が多く見えて、駐車場にお困りです。その駐車場の1つに旧高浜分院の駐車場があります。私の住む稗田町は、特に三丁目の方は、豪雨になったり台風になると、その水害の被害の心配をされる地域になります。市民の安全を守るのは、何も生命だけではありません。市民の財産を守っていくのも大切だと考えております。

それには、もちろん自衛が一番必要だとは承知しております。ですが、自宅の土地が低くて、財産、特に車や自動二輪車、電動自転車など避難すれば助かるものもあります。

そこで、御質問です。

水害時における車の避難において、ちょうどその旧分院が工事中ということもあり、先日の台風の際は、シルバー人材センター北の駐車場に移動される方がお見えでした。その駐車場の今後の活用についてどのように考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

水害に関しては、人的被害を最小限にするため、津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ高浜川（稗田川）・前川、洪水ハザードマップの矢作川、高潮ハザードマップを全戸配布し、想定し得る最大規模の災害が発生した場合は、直ちに命を守る行動をするよう、市民の皆様に周知していることは御承知のことかと存じます。

一方、台風などあらかじめある程度予測できる水害について、車両への被害が懸念される一部の地域について、前もって安全に車両の移動ができることを前提に、シルバー人材センター北の

駐車場の開放を想定してございます。

しかしながら、予測が難しい局地的集中豪雨や想定以上の大雨など、十分な駐車スペースを確保できないことも想定されるため、住民の皆様にはマイ・タイムラインを御活用いただき、第二、第三の車両の移動先も御検討いただくよう、併せてお願いしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 本当にお願いしたいと思います。

水に浸かる地域の方々は、避難しようとしても避難ができずにお困りで、町内会の会議でも声を荒げて、どうしてくれるのだと訴えてみえる方もおいでだったとお聞きしております。ぜひとも早めの対応をよろしくお願いいたします。

ここからは、Jアラートについてお聞きします。

北朝鮮は、過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射しています。令和4年10月4日には、弾道ミサイルが日本の上空を通過する事案が起こっています。今年の4月13日には、北海道でJアラートが発出されました。日本の領土や領海への落下予想はこのときが初めてだったそうです。そして、8月24日には、沖縄県を対象にJアラートが鳴り、政府は避難を呼びかけました。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する場合、弾道ミサイルは極めて短時間に日本に飛来することが予想されています。仮に北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する、または日本の領土、領海の上空を通過する可能性がある場合には、政府としては24時間いつでも全国瞬時警報システム、このJアラートを使用し、緊急情報を伝達されます。

このJアラートの訓練、高浜市内でもメールでされようとしていましたが、中止になりました。このJアラートと災害警報の違いをどのように捉えて行動すればよいのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

Jアラートは、弾道ミサイル、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により国から住民まで瞬時に伝達するシステムであり、発令後は、直ちに命を守る行動に移っていただく情報であることを御理解いただければと思います。

一方、災害警報は、気象庁が発表する自然災害に関する情報で、主に台風や豪雨などの天候に関する情報を伝えるものであり、発令後は、来るべく災害に備えていただくための情報であると御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） もう全然違うんですね、きっとね、北朝鮮のJアラートと災害情報のJア

ラートでは。ということが理解できました。

北海道でJアラートが発令されたとき、混乱を招く事態がありました。この同様の事態が高浜市で起きた場合、住民はどう捉えればいいのか。高浜市としての考え方を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

北海道の件につきましては、Jアラートが、国からの情報が瞬時に届く仕組みであるがゆえに起こったものであり、今後は、迅速性と正確性について検討していくとの政府見解が示されたことは報道のとおりでございます。

市といたしましては、Jアラートシステムの迅速性は災害時に必要な仕様であると考え、市民の皆様には、Jアラートが発令された際は、空振りになるかもしれませんが、直ちに命を守る行動を取っていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） ありがとうございます。本当に命を守る行動を取らなければいけないということは、肝に銘じました。

防災月間ということで、災害について様々な視点で質問をさせていただきました。

最後のJアラートの質問では、あえてメールのお知らせでのお話をさせていただきましたが、高浜市には公式LINEもありますし、学校や保育園、幼稚園の保護者向けにもメールやお知らせ機能があると思います。本当に災害になり困ったときには、それらの活用も生かしていくことが必要だと思います。また、学校で利用されるタブレットも高浜市の財産であることを考えると、もっと様々な活用できると考えています。

いろいろな方面、方向から多角的に考えていただき、いざというときに活用できるように、ふだんから活用していくことが大切だと考えます。

また、メールやLINEも開封率が大切で、登録はしたけれども中身を見ていないなどということがないように、マンネリ化しないような運営が大切だと考えます。その点もぜひ職員の皆さんで工夫していただきたいとお願い申し上げます。

今回、4年ぶりに市内全域で大々的に総合避難訓練が行われました。そこでは、暑い体育館では本当に避難するときには大変で、難しいという声もお聞きしました。それでも避難訓練は熱中症予防に注意喚起を促して、町内会やまち協の役員さんたちは様々な気を遣われていました。高浜市民の自助・共助力はすごいと、本当に改めて感じました。なかなか予算をつけることが難しいと思いますが、本当に避難所になるところには冷暖房の完備も順に進めていってほしいとお願いしておきます。

ふだんから備えあれば憂いなしと言いますように、この防災月間を機会に、自宅での災害時の

ための備蓄物や災害用持ち出し袋、ふだん身につけている持ち物など、私も見直してみたいと思います。

また、市民の方々も一度見直していただく機会にして、備えていただきますようお願いを申し上げ、3番、フォー・ユー、あなたのために、子供、女性、高齢者、障がい者のため、地域のために働く神谷直子の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は10時45分。

午前10時33分休憩

午前10時45分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、倉田利奈議員。一つ、文書の取扱いについて、一つ、教育行政について、一つ、ごみ焼却施設について、以上3問の質問を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 皆さん、こんにちは。

簡潔に御答弁のほう、お願いしたいと思います。

毎日、市では膨大な文書処理を行っておりますが、今回は、市民からの文書の取扱いについてお聞きしてまいります。

文書事務が適切かつ円滑に行われることは、行政の運営の基盤となります。行政機関の事務は、その事務を正確に執行するため、原則として文書で行われることになっておりますが、高浜市においては、申入書や質問書を市民や議員が提出し、文書で回答を求めても、文書で回答されてきておりません。言った、言わないといったトラブルを避けるためにも、文書で回答するのが行政の責務であります。どのようにお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 申入書ですとか質問書につきましては、制度上、決まったもの等はありませんので、そういった場合に、特に決まった期日までに回答するということは行政の義務ではないということで処理をいたしております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 私の経験上、文書で質問し、文書で回答を近隣市や愛知県に求めて、この間、何回でも来ております。その求めてきたところ、文書で回答していただけなかったことは一度もありません。高浜市以外では一度もないんですね、私。

高浜市の憲法という位置づけにある高浜市自治基本条例第20条では、議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて市政を運営しますとうたわれ、同条第4号では、説明・応答責任として、

市政に関して、市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民からの説明の要請があった場合には誠実な応答に努めます。また、愛知県文書管理規程第3条第1項では、事務処理は文書によって行うことを原則とすると書かれておりますが、この規程に違反する行為ではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、担当リーダーが答えましたけれども、様々な申入書、要望書、いろんなものがございます。全て文書というふうで今おっしゃられましたけれども、私ども、中身、前回も私、答えておりますが、中身だとか状況によっても、それぞれの場所によってそれぞれの内容によって御判断をさせていただいて、必要があれば回答する。または、必要があれば、そのお宅に訪問して御説明をするというようなそういった対応をさせていただいております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 私、文書で回答を求めた場合、どうなんですかとお聞きしているんですよ。どうですか。文書で回答を求めた場合でも今のようなお答えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今と同じ回答でございます。全てのものというふうに私どもは考えておりません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 非常に残念です。文書で求めても、文書で返していただけないこともあるということで、非常に残念です。

前回の6月定例会の私の一般質問で、私が今年度の固定資産税の縦覧の申請についてお聞きしております。固定資産税の縦覧制度をもう一度分かりやすく説明、簡潔に申し上げますと、固定資産税の納税者が自分の土地、または家屋の評価額と市内のほかの土地、または家屋の評価額とを比較し、自己が所有する固定資産の評価額と他者が所有する固定資産の評価額を比較し、適正な評価であるかを縦覧台帳により確認するための制度でございます。この制度により、自分の評価額に不満がある場合、審査請求を行うことができます。

高浜市の縦覧期間は4月1日から5月31日までと期限がございます。

そして、今年度、縦覧の申請が何件あり、その申請に対し断ったのは何件であるか、6月議会でお聞きしたところ、税務グループの西口リーダーが、今年度につきましては1件も縦覧に供したものはございません。なお、断ったという形ですと、それもございませんと答弁されておりました。私が縦覧の申請書を提出し、断られたにもかかわらず、このような回答をされました。

その後、私が税務グループの窓口に行き、この件についてお聞きしたところ、西口リーダーは申請書を預かっただけとおっしゃいました。愛知県の文書事務の手引には、行政が周知した文書、または文書を進行していくことは当然のことである。また、理由もなく文書事務が遅れているの

を放置しておくことは許されないと明記されております。これは行政として当然のことではありますが、一般的に預かった申請書はどのように処理されているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、全体的にということ、一般的にという、覆う言葉を使われましたのでお答えしますけれども、一般的に、いわゆる窓口等、それから申請等送られてきたもの、内容をやっぱり確認させて、それぞれ中身を確認させていただいて、そこに不備がない、それから添付資料、そういったものに不備がなければ、当然、文書として収受をするという形になります。ですので、一般的に言うと、届いたものについて中身を確認させていただいて、それが文書に値するかどうかという判断をさせていただいて、その後に手続としての次のステップに進むということでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） そうですね。もちろん預かろうと、受理しようが、どうしようが、受け取った以上は、今、副市長がおっしゃったように、きちんとその文書に対して適切な処理が必要だと思っております。

ところが、この申請書について、私、保有個人情報開示請求を行ったところ、申請書は開示決定文書にありませんでした。市民が申請したことについて、申請の事実がないことにしてしまっているんですけれども、これ、文書の取扱いに非常に大きな問題があると考えたんですが、文書の取扱い、こういうことがあっていいんでしょうか、どうでしょうか。お答えください。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今おっしゃったように、申請をしたということで議員はおっしゃってみえるかもしれませんが。その申請として、私どもの窓口のほうでそれを受け付けていないと言うから、今、開示請求をされたときに存在がないというふうになっておるのではないかなというふうに思いますが。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 行政手続法第7条には、市長、いいですか、高浜市行政手続条例、それから第7条には、これを読みますと、受理しようが預かろうが、申請に対し、当該の申請の審査を進めなければならないということになっているんですよね。ですから、断ったら断ったでいいんですけれども、断った場合でも、その申請書をなかったことにしたんですか、これ。申請が受け取っているのに、それ、ごみ箱行きなんですか。どうなんですか。どのように処理されているんですか。預かってても、受理でもいいですよ、とにかく進めなきゃいけないのに、その存在をないことにしてしまっているんでしょうかという問題なんですよ。どうですか。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 具体的なことですので、はっきりとしたことは分かりませんが、一般

論として、要は受け取らなかった場合があることもありますので、当然、今回の場合、税務グループがそこを収受しなかったということで、そういうふうで税務のほうとしては受け取っていないということだと思います。よろしくをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ですから、行政手続法に違反していますよと私は言っているんですよ。収受しようが、受け取ろうが、どんな形でも市が受け取った以上はそれは公文書ですよ。公文書という扱いにしないんですか。受け取った以上、それをなかったことに、ごみ箱にするんですかということを知っているんですよ。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） ですので、今回の場合、受け取っていないということだと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 受け取っております。受け取っておりますので、そういうことは言わないでください。受け取っておりますので、すぐその、私は、翌日にはこれに対する申入書、質問書を出しております。それについては、開示請求で、あるという事実はありました。すごいですね。私は、受け取って、出しているのに受け取っていないという、はい、びっくりするような回答で、はい、あり得ません。

はい、なかなか議論かみ合いませんので、次、行きます。

私がこの申請書について、ごめんなさい。西口リーダーは、縦覧を拒否した理由につきまして、6月議会では、合理的な必要な範囲として、基本的には自己所有の土地家屋の近辺を確認する前提で縦覧をしていただいているという答弁がありまして、市民部長も、近隣であったり道路沿い、道路の向かい側であったりというようなことの中で対応していくと答弁されております。いわゆる自己所有の土地の近辺しか縦覧させないということでしょうか。もう一度ここは確認したいと思います。

それから、もう一度、ここも確認したいと思います。

近辺というものは何をもって近辺と言うのか、明記されているのか、されていないのか、再度確認のためお答えください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） まず、これは縦覧制度というのは、前回6月にもお答えしたんですけれども、他者の土地という、家屋も含めて、その評価額を知るというのは、本来は秘密に該当するものです。ただし、固定資産の納税者においては、それは適正さを確認するために期間を設けて縦覧していただくということで、この縦覧制度が濫用されるということは、我々は防止する必要があります。

ですので、きちっと、先ほど申請の手続の話もございましたが、税務の窓口におきましては、記載内容、本人確認をした後に、備考のところで、きちっとどこの土地を確認したい、これはあくまでも自分の土地の評価額の適正さを確認するためということにしか開示はできませんので、そのことへの了解をしていただきたいというのと、この縦覧をするということに対しては、やはり非常にしっかりした、濫用されないということの中でやっておりますので、そのことを十分お酌み取りいただいて、あくまでも自分の固定資産税の評価額のどこが問題であったんだということを我々はまず当初お聞きします、濫用が起きたときには。だけれども、どこに疑義があるからここで。そういうことをやる中で、きちっと申請書の内容も確認しますが、そういったことも確認した上で、そして確認して、受け付けた場合には、速やかにその場で開示しておるという手続を取っておりますので、何ら我々の手続には問題ないというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 私が縦覧の制限を受けることは、ちょっと全然、全く理由が分かりませんでした。ですから、私はすぐ翌日に再度、文書で質問書を出しております。きちんと縦覧をさせなかったという根拠を示して回答してくださいというふうにしましたけれども、それも回答をしないという回答でしたね。

これについて、やはり近隣市、いろいろ聞きました、いや、何で縦覧できないんですかと。ほかで税務、固定資産税に携わっている方、何人かにお聞きしましたけれども、何でなんですかと言われました。

私、これ、総務省の固定資産税課にこれお聞きしております。総務省の自治税務局固定資産税課の方のお答えは、市町村の縦覧帳簿というのは、市町村単位で作成されていることから、市町村の価格については全て縦覧することができると、これは回答をいただいております。

これ、高浜市の運用、間違っているんじゃないですか。遠いからできないとか、倉田の自宅と遠いところを見ようとしているのはできない。これって運用間違っているのではないのでしょうかね。どうなのでしょう。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） ちょっと話がちょっとすれ違っておるといいますか、近隣市におきましても、同じ町、例えば同じ町ですね、稗田町だったら稗田町、八幡町だったら八幡町、そういった中で、基本的には近隣の土地と比べるというのが通常のことでございます。

ここでちょっと少し反問権という、我々はちょっとなかなか申すことができないので、反問権、ちょっとお願いしたいんですが、倉田議員はこの縦覧申請のときにおいて、何を縦覧したい、どこの場所をどういうふうに縦覧したいというふうにおっしゃられたんでしょうか。そこをちょっと明確にさせていただかないと、我々が適切に判断したかどうかの答弁ができませんので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今のは反問権ではありませんけれども、答えますよ。青木町と碧海町を見せてくださいと申し上げました。そしたら、離れているから見せることはできませんとおっしゃいました。

ですが、私は、自分のところの税の適正を見るために、たまたまその税金がどうなのかという話を聞いたもんですから、じゃ、その税金と一度比べてみたい。自分のところが適正でなければ、それは審査請求できるわけですから、ですから私は聞いたわけです。だけれども、結局、離れているから見せませんと言われました。だけれども、総務省の見解は違いました。どうなんですかね、それ。

○議長（杉浦康憲） すみません。市民部長、お待ちください。

先ほどの件ですが、倉田議員の質疑に対して市民部長がその質疑の意図を問うということですので、議長としては反問権として認めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） やはりどこの土地を見たいと言っても、どこでも見られるわけではございませんので、やはり本来の自分の固定資産、土地等の評価を、私はここの土地のなぜここがそういう、例えば碧海町でしたら、なぜ碧海町の土地が見たいんだと。遠く離れた土地ということになりますと、そういう疑義が生じるんです。やはりその疑義をきちんと会話の中で受け止めて協議して初めて受付と、正式な受付に至るわけです。ですから、その途中の確認の段階で、もうその話が終わっているというのが、我々の認識ではないかというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 話、何も終わっていないですよ。私は最後まで、なぜ見たいのかというのを、それ以上でもこれ以上もなく、私はお話ししておりますよ。市内の全部の縦覧簿をきちんと縦覧することができるというふうに総務省は言っているんですよ。きちんとその方が、ほかの、自分のところの土地家屋と比較したいということであれば、市内の縦覧はさせるべきではないんですか。その目的が違っていただけですよ。例えば、何かその土地を買いたいとか、不動産会社さんが来て、いや、調べたいとか、そういうことだったら問題かもしれませんが、ただ単に評価額が合っているかどうかを見たいと言っているのに、それを見せないということは非常に問題だと思うんですけども、市長、どうですか。市長にこれ聞きたいですね。どうですか、市長。市長、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） この制度というのは、本当に評価額という、他者の評価額というのは非常に秘密に属するような部類で、何かの理由をつけてほかの土地の評価額が見たいなんていう理由があるわけです、実際に、見ようと思えば。そういったところの濫用を防ぐというのは、

我々に課せられたところの職務の中でございますので、他者からとっても、その土地が見られたくない、私の土地が全然遠くの人から見られるというのは不自然であるというふうに考えるのが一般的じゃないですかね。我々も近隣市に確認したところ、町内だとか、本当に近く土地で対応しているという事例が多いというふうに確認しております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 総務省の見解は違いますよと私は言っているんですけども、総務省の見解と違っていいということなのかということで、これ、本当に私、不利益を被っているかもしれないんですよ。もしかして、これ、税金が、私が気になっているところと比べて評価額おかしいよねと言って審査請求をして、もしかしたら私の固定資産税が下がるかもしれないんですよ、これ。これ、不利益を私、被っていると思っていますよ。こういうことをしてはならないから、一生懸命言っているんですよ。

ほかの市民だってそうですよ。今これだけ物価が上がって大変なときに、固定資産税すごく大きな出費ですよ。それが、もしかしてどうなのか。今回も固定資産税のことで議案上がっていますよ。いろんな問題がありますよ。その中で、適正かどうかを見るというのは当たり前のことじゃないんですか。そのための制度ですよ、縦覧制度というのは。

縦覧制度というのは、確かに期間が決められていて、見ることしかできません。だけれども、やはり市民のそういった不利益を被ることのないように一定期間だけ見ることができる制度なんですよ。本当にこれ、残念でなりません。

はい、もうなかなかいい御答弁いただけないですね。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 我々としては、申請書を、申出があった場合に縦覧できるように努めております。

その後、我々は今、市民がお見えになった個々の具体的な事情ですので申し上げることができないという苦しさがあるんですが、我々は、その後の行動と、多分議員もお分かりだと思いますが、縦覧申請を受け付けるために、正式に受け付けるためにいろんなアクションを取っていたということがございますので、お酌み取りいただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、いろんなアクションを取ったと言われるんですけども、何回でも私に電話はかかってきました。私はもうこれ以上の理由はありませんよと申し上げておりました。何回でも電話はかかってきたんですよ。ということは、そちらは、私の書類、受け取っているんですよ。受け取っているのに、情報開示したら出てこない、不存在、ということはおみ箱行きにされたということですよ。西口リーダー、どうですか。そういうこと、あっていいんですか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 先ほどの冒頭の文書の受け取りの問題と、それから今の縦覧の問題、様々な部分で問合せをいただいておりますけれども、縦覧のときに申出をされて申請書を出された。その申請書の過程では、今、担当部長も言っていますように、当然、何がどういう形でということできちんと理由をお聞きして、そこで初めて私どもは受理をしようという、そういう体制で従来からやってきておると。それがなかなかしっかりと受け取りできなかったから、文書として預かる、預からないという話はあったかもしれないですけれども、申請の正式な受理には至っていないよという言葉を申し上げているものですから、そこは理解をしていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） でも、正式な受理をしていなくても、受け取った書類はどうしていますか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） だから、私ども、受け取ったというのか、担当リーダーは受け取った、受領したというふうに申し上げたのかどうか分らないですけれども、そこは、倉田議員が置いていかれたという捉え方もできると思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すごいんですね、置いていったと言って、何回でもアクション起こしたとこちらでは言っているのに、置いていったという、こちらでは言って。全くもって、ちょっと私、理解できないんですけれどもね。

たとえ、いいですよ、まずもって縦覧させなかった。それはそれでちょっと置いておいたとしても、その文書を受け取った以上は、その文書はきちんとかうこうこういう理由で受け取りませんでしたときちんと処理をして保存するのが正しいやり方じゃないですか。行政グループ、どうですか、文書の取扱いとしては、そういうやり方ではないんですか。もうこれは、じゃ、受け取ったけれども、縦覧できないからといってぽいと捨てておしまい、文書がなかったことにするんですか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） ですので、先ほど担当部長、申ししておりますけれども、何らかのアクションを起こして、ここに置いていかれたのはお返ししようというアクションを起こしたということで御返事をさせていただいております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 私、お返ししていただいておりますので、今、それは紛失中ということになりますよ。お返ししていただいておりますし、それから、情報公開しても出てこない。縦覧させなかったらさせなかったでいいですけれども、その文書がありません。これは本当に重要なこ

とですよ。私の例で言っていますけれども、例えば生活保護の申請をしています。就学援助費の申請をしています。生活に関わることの申請書もこういうやり方をするんですかということを行っているんですよ。これ、申請に値しないからといって、何、持ってきたけれども、いや、あなた、値しないですよ、そのまま返しちゃうんですか。それはいいですよ。

ですから、今回、口頭で断ったなら口頭で断ったでいいですよ。それは、確かに生活保護とかとは全然レベルが違いますから、口頭で断られたのはそれはそれでいいとしても、きちんとその後の文書を取り扱わないと、今、文書紛失中ですよということを申し上げているんです。

はい、次、行きます。次の質問に行きます。

8月29日の、時間ありませんのでね、読売新聞オンラインの記事によりますと、小・中学校の学校給食費を教職員が集め、校長らの個人口座で管理している自治体が6割以上あることが文科省の調査で分かった。学校給食費の個人口座による管理は、過去たびたび問題となっている。堺市教育委員会は、昨年12月、保護者から集めた給食費などを着服したとして、小学校の事務職員を懲戒免職とした。給食費などを入金していた校長が管理する口座から事務職員が一部を引き出していたという。教員による給食費の徴収は負担増となっており、同省は近く通知を出し、公会計化への切替えを強く推し進める考えだ。個人口座の使用は不透明な会計につながるおそれがあり、同省は全国の教育委員会に対し、学校給食費は自治体が徴収して管理するよう近く要請する。以上が記事の内容です。

給食費の徴収及び管理方法については、私も以前から問題視しており、教育委員会に公会計化の導入を働きかけておりました。国が推し進める公会計化、いわゆる自治体が給食費を徴収し、一般財源の歳入とし、食材費をその一般会計から支出する方法については様々なメリットがありますので、お聞きしてまいります。

まず、当市における現在の給食費の徴収方法並びに食材費への支出方法について、簡潔にお答えください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 保護者から学校のほうが集め、その会計を基に食材費のほうをお支払いしているところがございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 保護者から集めた給食費は、高浜市においても、校長の個人名口座での管理でしょうか。また、高浜市では学校ごとに給食費を徴収し、食材の購入に充てていることから、給食費未納者分はほかの保護者が負担していることとなります。過去5年間で年度ごとの学校ごとの未納者、ワーストファイブを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 現在把握しておる未納額の数字ですが、令和2年度までの数字まで

把握しておりますので、よろしく申し上げます。未納額が多い順に申し上げます。

令和4年度ですが、一番多いところが12万1,625円、次が11万6,187円、次が8万4,550円、次が4万3,200円、次が1万8,340円の順となっており、2校については未納額がない状況となっております。

令和3年度につきましては、一番多いところが7万705円、次が4万8,182円、次が4万4,410円の順となっており、残り4校は未納額がない状況でございます。

令和2年度につきましては、2万7,995円が1校で、残り6校は未納額がない状況となっております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません。校長の個人口座でやっているのかというところについては答弁がありますので、次、一緒に応えてください。

文科省の2022年度の調査では、自治体が給食費を一括して徴収し管理する公会計化を導入していたのは、全国1,493自治体のうち509自治体、34.8%という状況なのですが、近隣市における公会計化の実施についてはどのように把握されておりますでしょうか。お願いします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、給食費の管理でございますが、学校長の通帳で管理をしている状況でございます。

近隣市の公会計の状況でございますが、一般会計のほうに歳入歳出を上げて処理しているところは、近隣自治体では、うち以外やっている状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 高浜市だけ公会計化されていないということですね。

高浜市では、いまだ、今おっしゃったように、保護者から集めた給食費を学校ごとに管理し、保護者から集めた給食費を食材費に充てているということから、様々な問題が発生していると考えられます。

公会計化にした場合のメリット、デメリットを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 文部科学省が示しております学校給食費徴収・管理に関するガイドラインのほうでは、学校給食費の公会計化等により見込まれる効果といたしまして、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収・管理業務の効率化、学校給食費の管理における透明性の向上などが示されております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、お答えいただきましたけれども、先ほど言ったように、校長の個人口座で管理することがなくなりますし、物価高騰に伴う給食費の値上げもこれ、抑えられることが

できるんですね、今おっしゃっていただいたメリットのほかに。それから、これ、公会計化に伴い、食材を全学校一括購入するということで、食材費も安く抑えることができます。それから、これすごく大事なんですけれども、学校の栄養士の方、献立を考えている栄養士の方も食材費を気にすることなく献立が作成できるとか、本当に多くのメリットが私はあると思っております。

文科省は、今後、公会計化を実施した自治体の改善例を教育委員会間で共有する一方、公会計化しない自治体を同省のホームページで公表すると言っておりますが、高浜市は即座に導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 現状の給食会計の改善につきましては、今後、公会計化に向けて今現在、調査研究を進めているところですので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 調査研究を進めてやっていただけるのか、いただけないのか、やっていただけるならいつからやっていただけるのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 期限につきましては明言できませんが、現在進めておりますので、速やかに移行できるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 速やかに移行できるよというのはすごくうれしい御答弁なんですけれども、これ、今言ったように、公会計化しない自治体の名前を文科省のホームページで公表しちゃうぞと言っているんですよ。ですから、一刻も早く、これ、早ければもう来年度からできる話なんですので、ぜひやっていただきたいんですけれども、教育長、どうですか、来年度からぜひともこれ、お尻を決めないとなかなかできませんので、お願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 教育長。

○教育長（岡本竜生） これまで高浜市の場合、やっぱり今もそうですけれども、自校方式で給食を行ってきたという関係で私会計ということをやってきました。

しかし、公会計化という声は当然上がっておりまして、議員はたびたび御指摘をいただいておりますけれども、その前から調査や研究は進めておりまして、いつということは申し上げられませんが、公会計に向けては確実に進めてまいりますので、それで御理解をしていただきたいと思っております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） いつを申し上げられないというのは残念なんですけれども、これは頑張れば来年度からできますので、お願いしたいと思います。

この2年ほど、本当に物価上昇が著しくて、食品が2割から3割上がることは当たり前で、ぎりぎりまで生活してきた低所得者家庭、本当に苦しい毎日であります。こんなときに、こんなときこそ国や自治体が支援を行い、国民や市民が安心して生活ができるようにすべきと私は考えております。

ところが、この高浜市では、4月、給食費を小学校は1食30円値上げして270円から300円に、それから、中学校では1食35円値上がりして315円から350円になりました。この値上げ分だけで小・中学校9年間で計算しますと、1人当たり5万1,300円の負担が増えることとなります。子供が2人の家庭では10万2,600円、3人の家庭では15万3,900円の負担増となります。負担増ですよ、これ、上げた分だけですよ。

安城市では、皆さん御存じのように、永久の無償化になりまして、刈谷市では期限つきですが現在無償となっております。また、碧南市では、小学校の給食費が1食240円、大分安いんですよね、高浜市に比べて。それから中学校も1食270円と、高浜市と比べ非常に安くなっていることから、高浜市の子供1人の給食費と碧南市の子供1人にかかる給食費、これ9年間比べると、10万800円も高浜市の保護者負担が重くなっているんですよ。高浜市、あまりにも子育て世帯に冷たいし、もうちょっと言葉になりません。今、子育て世帯に力を入れようとどこでも言っている中、もう冷たいと言わざるを得ません。

給食は教育の一環であることから、無償にし、どの子も安心して必要な栄養摂取できるようにすべきと私は考えるんですが、せめて公会計化を取り入れる前まで、いつ取り入れるか今は分からないとおっしゃったんですけれども、それを公会計化にするまでの間、補助金として各学校に出すべきかと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） ただいまの御質問ですが、これまでの一般質問等の答弁でさせていただいておりますとおり、学校給食費につきましては、学校給食法の規定に基づきまして、保護者から御負担をいただきまして、安定的に給食の提供を続けていきたいと考えておりますので、現在、無償化や補助という考えは持っておりません。

ただいま議員がおっしゃられたように、全国の自治体では給食費の無償化など独自の支援策を講じている自治体があることは承知しておりますが、実施に当たっては相当の財政負担が生じているとお聞きしております。こういったことも考慮しながら検討していく必要があると考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 私は、お金をかけているところが違うと思います。今回の図書館の分散化により2,300万円も年間、指定管理料、管理運営費が上がっているんですよね。碧南市では、公会計化により、小学校では1食12円、中学校では1食25円、税金で補填する形になっております。

これ全部計算しますと、小学校で約7,000万円、中学校で5校——小学校が7校ですね、で約1,000万円、中学校5校で、こちらも約1,000万円、税金で食材費を補填する形になっております。公会計化だとかこういうことができるんですよ。

なので、高浜市としては、せめて給食費、本当は無償化してほしいですよ。ですが、この今回この4月から上げた分だけでも補填すべきだと思うんですけども、すごく何か冷たいなと思うんですけども、市長、どうですか。私、市長の意見が聞きたいです。愛知県でこれ、今、愛知県のほうに問い合わせましたけれども、昨年度のデータでは、高浜市、給食費、愛知県下で一番高かったです。だけれども、同率で高い自治体がありました。その後、上げた自治体があるというお話、聞いていないので、多分これ、まだ愛知県のほう、データ出しておりませんが、完全な1位です。一番高いです、県下で一番給食費が。せめて値上がり分だけでも補填しようというお考えないですかね。市長、お答えいただきたいんですが、どうですか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほども申し上げましたが、今現在、無償化や補助という考えは持っておりません。

ただ、学校給食につきまして、以前、西三河事務所から聞いたお話では、高浜市の学校給食が非常に残食率がこの近隣5市の中でも一番少ない、特に小学校においては非常に残食率が少ないというお話を聞いております。それだけ子供たちはしっかりと学校給食を食べ、残さないという状況も、今、給食のほうで行われているところです。

やはり子供たちがしっかりと給食を食べて初めて給食の意義がなされるものだと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 残食率が少ないというのは評価しますよ。評価しますけれども、問題が違います。保護者の負担を減らしましょうよという話をしているんですよ。子供たちがおいしい給食をいっぱい食べて、残食率少ない。すごく、じゃ、皆さん、職員の方がすごく御健闘されている。そこは評価しますけれども、そうではなくて、保護者の負担減らしませんかという話なんですけれども、市長、どうですかね。今のお話でいいですか、学校経営グループのお話で、そのままいいですか。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） まず、認識の違いをお話しとかなきゃいけないと思います。

1つは、国も給食は教育の一環だと言っておりますけれども、一方では、給食費は食材費を徴収すべきだというのが、そういう建てつけになっていますよね、そもそもが。

私も、食費というのはそれぞれ家計が持つものだというふうに思います。その上で、家計の支援を必要ではないかなというのはごもっともな話ですが、我々も財政上、許す限りでそれぞれの

御家庭への御支援は検討してさせていただいているところです。給食費じゃない形にしても、それはあり得るわけでして。

それから、もう一点、公会計の話で一番給食費が高いという話が出ましたけれども、まず、公会計が実際に、例えば教職員の負担を減らしているかということ、実態は違うんですよ。公会計化されても学校では依然として給食費を先生たちが扱っているようなところもあります。財布は変わりますけれどもね。そういう、実際に公会計と実態はずれておるよということもございます。

それから、給食費が一番高いというお話ですが、先ほど、残さないよと、非常によく食べてくれているよというお話はなぜかということ、自校方式で子供さんたちが喜んで食べていただける給食を出しているんですよ。それも一つの教育だと思ってやっているから、そういうことができるんです。それは、市民の方にとっても、子供さんにとっても、栄養価にとっても重要なことなんです。給食って、幾らカロリー計算しようが、栄養の配分を考えようが、残せばこれはただのごみですよ。子供さんの力にはなりません。そういう意味では、そういう努力をしながら、我々は給食をできるだけ子供さんのためになるように努力をしておるということをお忘れなきようお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） ちょっと待ってください。

傍聴者の方にお伝えします。

若干私語が増えて聞こえていますので、静粛をお願いいたします。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 全く話が違います。給食がいいかどうかということよりも、保護者の負担がこの値上げで大変だという話をしているんですよ。

ちょっと就学援助費のお話、後からしようと思いましたが、今、公会計化によってという、こういうことがあると言われましたけれども、例えば、刈谷市では、給食費を就学援助費の生徒に対しては給付しません。なぜなら、給食費自体を徴収しないからです。そういう方法もできるんですね。そういう方法もぜひとも検討していただきたい。この公会計化に向けた中で一緒にやっていただきたいと思います。

じゃ、今言ったように、就学援助費に行きます、もう時間ありませんから。

高浜市、生活扶助費に対して、ひとり親世帯と両親そろっている世帯では、基準に対する算定方法がどのようになっているのでしょうか。お答えください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 就学援助の認定基準につきましては、ひとり親世帯につきましては生活保護基準の1.5以下、2人親世帯につきましては、1.0以下としております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、御答弁があったように、両親がそろっている家庭のほうが、大人1人

分生活費がかかるにもかかわらず、なぜひとり親より2人親の世帯のほうが基準が厳しくなるのでしょうか。高浜市のように、両親がそろっている家庭を基準額の1.0倍以内の基準としている自治体は県内でどれぐらいあるのでしょうか。また、県内の平均はどれぐらいで計算されているのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 県内の状況でございますが、ひとり親、2人親区別せず、生活保護基準の1.0以下としている自治体につきましては、調べた限りでは本市を含め3市という状況でございます。

県内の各自治体の状況ですが、こちらにもひとり親、2人親の区別をつけず、1.2から1.3としている自治体が多いというふうに認識しております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 刈谷市では、高浜市のように生活扶助費を就学援助費の算定に用いておらず、児童扶養手当の所得限度額表を用いております。この表を用いることで、扶養親族の数によって所得制限がすぐに判明することから、保護者にも分かりやすいですし、判定する職員の業務の軽減にもつながっています。

高浜市の場合、両親の年齢が20歳から40歳で小学5年生の子供1人、中学2年生の子供1人の家庭構成の場合、所得が幾ら以内であれば就学援助費の対象となるか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） すみません。ちょっと試算のほうは、私が今、手元にあるものを参考に申し上げたいと思います。

父親が37歳、母親35歳という家庭で子供が中学2年生がお1人、小学5年生がお1人の4人家族ということで仮定した場合に、国が示す算定要領に基づく収入額につきましては、2人親家庭の場合は243万5,232円、こちら年額の収入になりますが、これを下回る場合は就学援助の対象になると考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、御答弁ありましたね、243万5,232円。刈谷市において、同じ条件の世帯の場合は、これちょっと若干変わってくるかもしれないんですけども、収入の目安金額というやつで見ると、460万円なんですね。ここからいろんな税とか引かれていくので、実質的な所得というのはすごく減ってしまうんですけども、あまりにもちょっと親が2人家族だと厳しい。高浜市だと就学援助の対象にならない。この物価高で本当に苦しいです、生活が。その中で就学援助、うちも私がひとり親だったので、就学援助頼りのところがありました。全然足りません、でも入学のときとか。足らないけれども本当に助かっておりました。

でも、2人親と、例えば1人の方が病気しているとかいうふうだと、生活保護世帯だと病院の

受診料はかかりませんが、2人親だとかかるんですよね。ひとり親世帯だといろんな支援があります。母子受給者証とか、それから、さっき言ったひとり親世帯に対するいろんな制度がありますよね。だけれども、2人親世帯、ないんですよね。ないけれども、いろんな家庭の事情で、やはり大変なところいっぱいあるんですよ。

刈谷市において、同じ条件だと大分かかってしまうんですけども、ぜひ刈谷市の方針を取るという考えはどうでしょうか。イエスかノーかだけで教えてください、時間ないので。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 文部科学省のほうなんですけれども、学校教育法で第19条の規定に基づきまして、経済的理由によって就学困難と認められる学童、児童・生徒の保護者に対しては、市町村が必要な援助を与えなければならないとしておりまして、就学援助の対象者は、生活保護法に基づきます要保護、要保護者及び要保護に準ずる程度に困窮しているものということで、準要保護者というふうに規定していることから、今現在、刈谷市のように児童扶養手当を基準に行うということは考えておらず、生活保護基準、こちらをベースにしながら制度のほう、進めていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 生活保護基準だと、本当に4人家族だと苦しいんです、収入が少ないところは。生活保護の方のほうが、こんなことは比較しちゃいけないかもしれないんですけども、まだ手当がつくんですよ。何も手当がつかなくて生活費が本当に苦しい、物価が上がってしまっている、私、本当にそういうところの家庭を思うと、自分も苦しい思いをしてきたので、胸が本当にいっぱいになります。もうどうしてあげていいのかなと思います。

先ほどと同じ家族構成、先ほどおっしゃっていただいた家族構成の場合、高浜市でひとり親の場合、これは所得が幾らあれば就学援助費の対象になるか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほど申し上げた家族構成、ごめんなさい、家族構成が、例えば母子家庭ということで母親が35歳、子供中学2年がお1人、小学校5年がお1人、3人家族であった場合、国が示す算定要領に基づく収入額が年間300万9,528円を下回ると就学援助の対象となってくると考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、もう一回ちょっと、ごめんなさい、金額だけもう一回言ってもらっていいですか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） すみません。間違って言ったかもしれませんが、300万9,528円でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 例えばこの両親そろっている場合、1.0なので1円でも多くなっちゃったら当たらないんですよね、これ、就学援助費。これ、本当に2人世帯、親そろっているからっていいということではないと思うんですよ。これ、ぜひ、どうですか、これ、基準、今、1.0と1.5。1.5はすごく評価します、これは、ひとり親世帯の1.5はありがたいと思います。でも、両親そろって1.0、これは今の時代、ないんじゃないかな。特に、これ、生活保護費でも平成24年の生活保護の基準でやっているんですよね。そこからどれだけ物価が上がっているかというところなんです。ただでさえ皆さん苦しいと言っている中、今まで苦しかった方々、どんな思いで生活しているのかなと思うんですけれども、せめて1.2倍、1.3倍、していただけないんでしょうか。市長、どうですか、これは。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 就学援助認定基準につきましても、これも調査研究をしているところ。他市の状況とかも確認しながら調査研究しているところです。

当然ではありますが、予算の範囲内での前提となりますので、引き続きほかの自治体の状況を参考にさせていただきながら、必要な検討はしていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） もう早急に調査研究して、早急に取り入れていただかないと、子供たちも安心して学校生活送れないと思います。この就学援助費だけでも足りないですからね。本当に大変な思いをしている家庭、いっぱいあります。ぜひとも市長、お願いいたします。

先ほど申したように、刈谷市、就学援助費として給食費支給しない、その代わりに保護者から徴収しないという方法を取っております。これ、やると、市長、学校の先生が未納保護者に対し給食費の支払いを促したりとか、就学援助費から給食費未納分を充てる承諾を保護者から取ったりすることがなくなって、これ、働き方改革につながると私は思っております。

子供たちも未納を気にすることなく、安心して給食を食べることができます。まさに先生にとっても、保護者にとっても、生徒・児童にとってもよい方法だと思うんですが、導入していただくようお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 刈谷市さんの状況、今、議員からお話しいただいたんですけども、刈谷市さんでこういったメリット、今、議員さんのほうからおっしゃっていただきましたが、うちでそれを当然実施した場合に、どのような、当然メリットもあると思いますし、逆に課題も出てくると思います。そういった刈谷市さんの状況を確認させていただきながら、今後の制度の運用の参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ぜひととも早急をお願いいたします。

昨年の6月議会の一般質問におきまして、私は、LGBTQのお話をさせていただいております。そして、教育現場におけるジェンダー平等への対応を求め質問してきました。その後、吉浜小学校のプール授業を見学させていただいたとき、2年生の担任の先生が、どの児童にもさんづけ、男の子も女の子も何々さん、何々さんというふうにさんづけで呼んでおりました。少しずつ教育現場も変わってきていると感じた一幕でした。

そして、刈谷市の事例を挙げ、制服の見直しを求めました。学校経営グループ主幹が、制服の変更につきましては、現在のところ具体的な動きはありませんが、世の中の機運の高まり、また時代の流れも高まってきておりますので、近隣市町の様子も参考にしながら、今後のために視野に入れていきたいと考えておりますと御答弁いただいております。

碧南市では、来年度から制服にブレザーが取り入れられます。現在、碧南市役所1階のフロアで新しい制服の展示がされております。知立市も来年度から同じくブレザーが採用され、中央公民館で制服が展示されているということが中日新聞で報道されております。

高浜市の現状をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 昨年度の秋から月1回を目安に、両中学校の教頭、生徒指導担当者が集まりまして、制服の見直しについて検討しております。また、今年度に入ってから、そのメンバーに加えまして、各学校の生徒代表数名ずつが集まりまして、制服の見直しについて意見交流会を6月に行っております。

具体的にそこで出された意見を申し上げますと、ブレザーと今の制服が選択制になったらいいとか、ズボンとスカートを選べるようになったらいいと、夏は体操服登校ができて、夏服を着る機会が少ない中での夏の制服はどうするのかとか、様々な意見が実際出されております。

今後につきましては、生徒や保護者を対象にアンケートを取って、より多くの人の意見を反映して、様々な選択肢について考えていきます。

予定といたしましては、令和7年度のスタートを目指しております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 高浜市、ちょっと非常に遅いですね、動きが。

先ほど、今年度、生徒代表数名ずつというお話でしたけれども、やはり保護者とか、あと今後入学する小学生、そういう方々からも広く御意見いただきたい、御意見を伺えるような検討委員会とか、そういうところに加わっていただけたらと思います。

制服の見直し、今、夏の話がありましたけれども、ジェンダー平等だけが目的ではなく、熱中症や冬の寒さ対策に対応できるよう、気候や気温に合わせた服装にして体温調整を行って、健康に過ごしていくこともできます。

刈谷市では、3年前から、夏はポロシャツの着用ができるようになっており、今年度からは学校で決められたポロシャツではなく、量販店でお値打ちに購入できる接触涼感や速乾性の高いものなどを自由にチョイスできるようになったそうです。夏は着替えることが多いので、安価なものでアイロンがけの要らない、ちょっと言い方は悪いかもしれないけれども、てろてろのようなもの、そういう素材のものであれば、保護者の負担も軽くなります。

碧南市も来年度からポロシャツの導入について検討であるとお聞きしております。高浜市においても、保護者負担の軽減や子供たちの健康のことを考えると、ぜひ導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 高浜市におきましては、これまでも生徒の健康、安全、そして快適さを中心軸に置きまして、両中学校が互いに相談をしながら、生徒や保護者の声を反映し、見直しを進めてまいりました。例えば、熱中症予防のための体操服での登校が挙げられます。

さらには、先ほど議員の方がおっしゃられましたが、洗い替えが大変だという保護者の声を反映しまして、白いTシャツや部活動のTシャツでの登校も認めております。このように、既に個々の状況に応じて多くの選択肢が設けられている状況であります。

先日開催されました制服の見直しの意見交流会に参加した生徒たちからも、様々、夏の制服についてはどうするのかという声もありましたが、ここで新たにポロシャツを採用するのかどうかは考える必要があります。

ただ、学校を取り巻く社会環境や子供たちの状況は変化していきますので、校則の内容も、社会情勢、時代の進展などを踏まえたものになっているかどうか、これは積極的に見直していく必要があります。

今後も様々な観点に立ちまして、生徒が健康、安全、快適に学校生活を過ごしていけるように進めてまいりたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 刈谷市では、これ、熱中症対策のためにもポロシャツの裾をズボンとかスカートに入れるかどうかというのも個人の、今、自由となっております。

以前、マスコミで目にしたことがあるんですが、ある学校の先生が、体操服の裾をハーフパンツに入れた場合の体温上昇と入れない場合の体温上昇について計測する実験を行ったところ、明らかに入れないほうが体温の上昇を抑えることができておりました。このように、我々の時代とは暑さが半端なく、また、暑い時期も長いので、規則等について、今おっしゃられたように、大幅な変更が必要であると私も考えております。

また、その変更に伴って、生徒が自ら考え行動することが教育現場において求められている今、先生から与えられたままに決められたことを遵守するのではなく、規則についても、今おっしゃ

ったように、児童・生徒自身が話し合っ決めていくべきではないかと思ひます。

こうひうことひ、刈谷市におきましては、児童・生徒の話合ひの下、ポロシャツの色とか靴下の色につまひましても生徒たちひ決めてきておるとお聞きしておひります。

ぜひ、こうした教育現場における規則というものがどうひう位置づけであるのか、また他市の事例もいろいろ研究していただきたくひと思ひます。

では、次に参ひります。

ごみの焼却施設についてお聞きしてまひります。

6月議会にもお聞きいたしまひましたが、今年6月2日、碧南市が中部電力と交わした協定の締結により、今後、ごみの焼却施設について、中電に建設及び管理運営をしていただき民設民営方式を検討し、最終的な結論を出すために協議を開始するということひでした。全員協議会では、中電との協議については、今後検討していくところであるから、白紙であると説明がありました。

ところが、私の調査では、既に今年2月6日より碧南市は中電と打合せを行っており、3月8日には中電より初期検討の内容など資料を碧南市に提出しており、協議を始めておひります。4月19日には碧南市の職員が中電担当者と県の資源循環推進課へ行き、建設予定地候補とする県所有地である2号地多目的広場の取得など、既に協議を進めておひります。その後も、4月19日には衣浦港務所と協議、4月25日には中電より民間初期提案を受け、4月24日には碧南商工会議所専務理事へ説明、その後も中電本社や碧南商工会議所会頭、副会頭への説明など、既に民営化に向けた調査、協議が進められておひりました。

高浜市はどこまで把握しているんでしょうか。また、白紙と言ひておひましたが、このように協議が進んでいることから、説明と違ひうのではないかと思ひうんですが、いかがひでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ

○経済環境G（島口 靖） 碧南市さんからの正式な話ひは、6月議会でもお答えさせていただきますが、5月ひござひます。それ以降の状況につまひましては、把握のほうをしておひりません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） それ以降ではなくて、白紙と言ひておひたんですけれども、実はもう碧南がこれだけ動ひておひたんですよね。もう民設民営に向けてこれだけ今、いろいろ言ひてきましたけれども、全くこれ、白紙とは言ひえないんじゃないですか。高浜市の見解をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、5月に碧南市さんから、6月の議会ひのときにもお尋ねいただきました。私どももそうひった形で碧南市さんの動きは存じておひりますというお話をしまひました。その後、正式に、例えば、じゃ、何々会議を持つ、何々協議会を持つというひうな形で碧南市さんから直接お話をいただいたことはござひませんが、状況を意見交換をしたりだとか、お話をさせておひらひておひります。だから、そこを今この場で、議会の場で全てを私どもがつぶさにお話をする状

況にはないという判断をしましたので、当時は本当にまだ状態も分からないから白紙だということをお答えしております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 6月議会において市民部長が、我々は協定を結ばなくても、もちろんその中身については一緒に連携して検討していくというふうに申し上げておるわけですから、協定の締結があるかないとにかかわらず、協議には参加していくということの中で御理解いただきたいと思っておりますと発言されております。でも、今、経済環境グループリーダーが、その後何も協議がなかった。確認したんですけれども、協議がなかったということによろしかったですか。全くしていない。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） だから、正式に何々会議だとかそういった両市が集まって会議をしますよと、このための、そういったものを全てつぶさにやっておるわけじゃないんです。その都度、今おっしゃったような、お調べになったような状況をお聞きしている部分もあります。

しかし、私どもがここで、まだ状況も何も決まっていない、そういったことを、こういうふうに決まっています、こういうふうに碧南市さんは、それは碧南市さんに調べられた情報が、今、倉田議員がおっしゃるような情報は一部の部分についてはお聞きしておりますが、私どもがここでお答えする立場にないよということを申し上げております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 情報の一部をお聞きしているのであれば、高浜市のごみの処理の問題ですよ。なぜ一緒に協議しないんですか。協定の締結後の7月3日ですね。ごみ処理場に関する建設予定地について、中電と株式会社JERA、碧南市が協議しています。その後も同じく建設予定地について、7月11日、碧南市とJERAが協議を行っています。なぜ今、情報の一部知っていると言っているのに、なぜ一緒に協議しないんですか。なぜ情報をいただかないのでしょうか。逆に不思議です。市民のごみの処理の問題ですよ。今後どうなるかという大切なことですよ。どうなんですか。副市長、どうですか。市長に聞きたいですけれどもね。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、何度も言っていますけれども、例えば、様々な事業を進めていく段階で、ここできちんと公にお話をする、情報を開示するというのは、あまり混乱をさせるようなことは言えないですよ。それは御理解いただかないと困りますよ。じゃ、そこに決めました、私はそう思っていますということを、私がそこで言えば、いや、高浜市はそういう方向に進んでいるんだというふうに、皆さん、そういうふうにお聞きになりますよね。だから、いろんなお話を聞いても、つぶさに出せるものと出せないものとありますと。だから、全く、先ほど市民部長のお答えを言われましたけれども、全てのものについて何もお話をしていないわけじゃないですよ

ということを何度も申し上げておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 公に情報を開示すると問題がある。問題があるところもあると思いますけれども、でも、開示以前に、まず協議を一緒にすべきではないかと言っているんですよ、私は。7月25日、中電と碧南市が民設民営のごみ処理施設の検討として産廃物の運搬について協議していますし、8月17日には、県庁で県の資源推進課と碧南市が打合せを行っております。8月21日には、碧南市役所にて第3回ごみ処理施設に係るプロジェクト会議を行っております。この内容知っていますか。どうなんですか。どうですか、経済環境グループ。この内容について知っていますか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） だから、何度も言っているじゃないですか。知っていても、じゃ、そこまでを我々がこうでこうでという話をできる部分とできない部分がありますと。今、現段階ではそういったことを申し上げる状況じゃありませんよというお話をしているわけですよ。御理解いただけませんか。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） だから、そういうことではなくて、ここでの会議の内容とか、各部署での打合せ内容について知っているのか知らないのか、それをまずお答えください。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） だから、知っているとか知らないとかということも、知り得た部分を言う言わないというのは、我々の判断でということを行っているんですよ。知っているとか知らない問題、答える必要はありますか。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ありますよ。何ですか。北川議員、いいですか、私、話して。あるに決まっているじゃないですか。だって、高浜市と碧南市のごみ処理をするためなんですよ。ごみ処理場をどうするかですよ。もちろんその協議に加わるのは当たり前だし、その情報を共有するのは当たりの話です。ですから、でも、この会議、ずっと見ていくと、高浜市、一度もどこにも名前が出てきていないんですよ。参加していないんですよ。何で参加しないんですかということ私には言っているんですよ。参加しなくても、ちゃんと情報をもらうべきじゃないんですか。その内容を知っているか知らないかも言わないなんて、そんなことはないですよ。そんな答弁ないですよ。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 中電さんと碧南市さん、協定に基づいて、今、動いておられます。

ごみ処理の問題は、当然、議員がおっしゃるとおり、高浜市と碧南市のごみ処理の問題です、

住民の方のごみをどう処理するか。だから、一部事務組合でやっていますよね。その一部事務組合の中では、1つの碧南市さんとの協定、中電さんとの協定で民営化するかしらないかというのは、1つの選択肢になり得るだろうと思います。

一方では、組合としては、ほかの方法はないかというのにも検討していかなきゃいかんだろうという中で、まだまだこれは全く見えない状況だから、多分白紙だというような話をしたんだというふうに思いますし、それから、そこの情報をなぜ取らないかと言うんですけれども、碧南市さんと中電さんは協定に基づいた中で1つの選択肢としてあり得るだろうかという検討をされている状況なんです。だから、最低限の話は担当課レベルではしているかもしれませんが、正式な協議は、私は申し上げますけれども、私は一度もありません。役所の中でもその情報がきちんとした形で動いているかというのと、それもあります。あくまでも碧南市さんの中電さんとの1つの民営化というのにも1つの方法だねという中で、今、どういいう可能性があるか探っている状況です。しかるべきときには、それが土俵に上がってくれば我々は協議をさせていただくことになると思いますけれども、まだ正式な会議でいろんな情報を取るといいう段階ではないのかなというふうに思っています。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、残り時間が少なくなっております。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 市民のごみ処理は自治体が最後まで責任を持って処理をするということが法律で定められております。

今後、民設民営で、それも産業廃棄物も焼却する施設であれば、どのようなごみが持ち込まれ焼却されるか分からないということから、この事実を知った市民からは非常に多くの疑問の声が寄せられております。

産廃、燃やすんですよ。これも知らないということですかね、市長。市民説明会を開いて、現在の計画の進行状況を示し、市民からの不安や疑問に答える必要がありますけれども、全くそういうものないということですね。イエスかノーかで教えてください、時間がないので。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 何度もお答えしておりますが、今の段階ではそういった市民説明会を開くような予定はございません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 掛川市では、掛川市・菊川市新廃棄物処理施設整備検討委員会を立ち上げて、結局これ、時間がないから割愛しますけれども、結局、民設民営を破棄しました。計画を破棄しました。これは、第三者委員会を立ち上げて、公平な立場で両市にとって納得できる調査報告が出たということで、破棄されました。

やはりこういう第三者委員会を設けてやるべきだと思うんですけれども、いかがですか、高浜

市の見解としては。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 何度もお答えしていますけれども、まだその段階にはないというふうに私ども考えておりました、必要があれば、今、御提案いただいたような委員会も設けていく運びになると思います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 必要ないと言っていますけれども、こんなにいっぱい、碧南市、資料も作っています。

○議長（杉浦康憲） 時間となりましたので、質問を打ち切ります。

以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。

質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 3番議員の防災についてお聞きしたいんですけれども、3日の日に防災訓練が行われました。市の職員の方がまち協の防災訓練のほうに参加されていたんですけれども、どういう方が見えていたのか分からないですし、市民の様子をただ立って見ていたということで、いろいろ市民の方から、市の職員が何をやっているんだということでお声をいただいているんですけれども、高浜市の職員の防災訓練はどうなっているのか。

また、3日の防災訓練のときに、職員はどういうことで、どういう人がその各まち協の防災訓練に参加をされているのか。そこでの目的とか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

まず、防災訓練の目的でございますが、避難所運営マニュアルというのがございまして、その中で、発災後2日目から避難所の運営を様々な団体さんと構成した避難所運営委員会というところで運営をしていこうということを想定しています。

市の職員が参加したのは、いざそういうときになったときに、自らも参加をすることがあり得るということで、今回、災害対策本部の施設班が参加をさせていただくということと、あとは、定期人事異動等ございますので、全く直接の担当ではない管理職等につきましては、どこの部署に行っても避難所担当になる可能性がありますので、そういうことを勉強していただきたいということで、趣旨で参加しております、このことにつきましては、4月からまち協さんとか町内会さんとかで打合せの中でお話をさせていただいております、何度か皆さんのほうに周知を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 昨日の荒川議員の質問の中の誰一人取り残さない不登校対策についての質問に関して、関連質問させていただきます。

不登校対策については、現場の教職員の方々をはじめ多くの御努力により対策を打たれているとのことでした。ただ、残念ながら、不登校の人数が令和2年度、3年度、4年度と、小・中ともに年々増加しているとのことでした。

その増加に関して、そのときの対策、対応とかがどうであったとかの検討はなされましたでしょうか。お願いします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） その都度、数に振り回されることなく、目の前の1人を救う、新たな1人を出さないというところで、常に校内対策委員会でもって、今、学校としてできることが何なのかということは具体的に常に話し合っておる現状であります。

以上です。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は9月8日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時59分散会
